

指 発 第 3 0 号
2019年 5月 29日

支部執行委員長 様
支部教財部長 様
入試制度対策委員 様
職場長・評議員 様

長野県教職員組合
執行委員長 宮田 弘則

高校入試制度に関わる地区別説明会等へのとりくみについて（要請）

3月28日に「長野県公立高等学校入学者選抜制度（案）」（以下「案」）が公表され、4月15日から5月17日までの意見募集（パブリックコメント）が行われました。年度当初の大変忙しい時期でしたが、多くのみなさんにとりくんでいただきました。連日の組合業務へのとりくみに敬意を表します。

さて、選抜制度の変更は、受検する生徒はもとより、小中学校での学習全般に影響を及ぼすものであり、長野県教育全体にも影響が波及するものです。「案」では「中学校での授業への取り組みに加え、様々な学びや活動の成果を幅広く評価」するとしており、学習指導要領で示された内容以上のことが求められることとなります。また、調査書に観点別評価を導入するとしていますが、「主体的に学習に取り組む態度」が入試での合否基準とされることの影響も非常に大きいと考えます。

県教組では、高教組などと連携し、意見募集終了後にも県民の意見を聞く機会や現場教職員による十分な検討の機会を保障するよう、要請書を提出するなどしてきています。5月17日に高校教育課より各中学校に「『長野県公立高等学校入学者選抜制度(案)』に係る地区別説明会 開催要項」(裏面)が発出されました。趣旨には「直接指導にあたる中学校の先生と率直に話し合い、策定に反映させる」ための説明会とあります。また、対象者としては「進路指導主事、教務主任または教頭等(各校1名以内)」とされています。今回の地区別説明会を有意義なものとするため、また、児童・生徒や保護者に対する説明会等を実施させるため、下記のとりくみをお願いします。

なお、「高校入試制度を成案にするにあたっての申し入れ」（3ページ目）を5月28日に義務教育課に手渡し、学校長による教職員への説明等の対応をするよう要請しました。

記

1 小・中・障害児学校共通のとりくみ

- 「長野県公立高等学校入学者選抜制度(案)」について、職員会で説明するよう学校長に申し入れる。
また、「案」に対する問題点等を指摘し、改善のため県教委への意見提出を求める。
- 県教委の責任で児童・生徒や保護者に対する説明をし、当事者の意見反映が適切にできるよう学校長を通して県教委に要望する。

2 中学校・障害児学校職場でのとりくみ

- 6月18日・25日の地区別説明会（裏面参照）に向け、職場会や職員会で疑問点や問題点を共有する。
- 地区別説明会参加者に共有した問題点等を発言するよう依頼する。
- 参加対象者は「進路指導主事、教務主任または教頭等(各校1名以内)」とされている。「等」とあるので、実施年度とされる現中1の職員など、最適と思われる参加者を職場として考え、学校長に推薦する。

3 その他

- ・県教委提案についての学習資料は、県教組HP（組合員のページ）にあります。4ページ目にも掲載しました。

長野県教組 教財部（南澤・山崎真）
TEL：026-235-3700 FAX：026-234-6260
E-Mail：kyouzai@ntu-net.com

「長野県公立高等学校入学者選抜制度（案）」に係る地区別説明会 開催要項

高校教育課

1 趣旨

「長野県公立高等学校入学者選抜制度（案）」について、直接指導にあたる中学校の先生と率直に話し合い、「長野県公立高等学校入学者選抜制度」の策定に反映させるための中学校向け地区別説明会を実施する。

2 実施内容

- (1) 「長野県公立高等学校入学者選抜制度（案）」の説明
- (2) 意見交換

3 開催日時、参加地区・会場、申込締切日等（日程順に記載）

地区	開催日	時間	会場	申込締切日
南信地区	6月18日(火)	9:30～11:00	伊那市防災コミュニティセンター	5月31日(金)
東信地区		15:30～17:00	東信教育事務所	
中信地区	6月25日(火)	10:00～11:30	総合教育センター	6月7日(金)
北信地区		15:30～17:00	長野上水内教育会館	

(受付は各会場30分前から行います)

4 対象者

県内国公立中学校及び特別支援学校の進路指導主事、教務主任または教頭等

(各校1名以内)

5 申込方法

別紙様式「長野県公立高等学校入学者選抜制度（案）地区別説明会 参加申込書」により、長野県教育委員会事務局 高校教育課 管理係あてにFAXまたは電子メールにてお申し込みください。

電子メールの件名は 【学校名】参加地区名+地区別説明会でお願いいたします。

例：【〇〇中】△△地区 地区別説明会

(FAX：026-235-7488 電子メール：koko-kanri@pref.nagano.lg.jp)

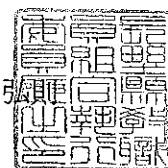
6 その他

- ・北信、東信地区は、駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。
- ・会場の都合上、所属地区の説明会への参加を基本としますが、当該地区の説明会に参加できない場合は、ご相談ください。

2019年5月28日

長野県教育委員会
教育長 原山 隆一 様

長野県教職員組合
執行委員長 宮田



高校入学者選抜制度を成案にするにあたっての申し入れ

日頃より、長野県教育の充実のためにご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

さて、3月28日に「長野県公立高等学校入学者選抜制度（案）」（以下「案」）が公表され、4月15日から5月17日まで、意見募集（パブリックコメント）が行われました。

今回出された「案」は、2018年3月に検討委員会の「報告書」を受けて県教委事務局内で検討されたものであり、「報告書」提出時に藤森検討委員会委員長が言った「中学生や保護者、県民の意見を丁寧に踏まえ、受検者である子どもたちが良かったと思えるような制度設計をお願いしたい」という内容を踏まえた進め方ではありません。昨年の県教組独自確定交渉の席上、三輪教育次長は「これまで以上に義務教育課と高校教育課の連絡・連携体制を確立」することや、「小中学校と高等学校双方の実状をもとに、丁寧に取り組んで」いくとコメントしていますが、教育委員会内での「連絡・連携」はどのように行われたのでしょうか。

選抜制度の変更は、受検する生徒はもとより、小中学校での学習全般に影響を及ぼすものであり、長野県教育全体にも影響が波及するものです。先日の春闘回答交渉の場でも主張しましたが、今回の変更により小中学校現場にどのような影響が生じるのかを十分検討していないというのはとても大きな問題です。特に、「案」では「中学校での授業への取り組みに加え、様々な学びや活動の成果を幅広く評価」するとしており、学習指導要領で示された内容以上のことが求められることとなります。また、調査書に観点別評価を導入するとしていますが、「主体的に学習に取り組む態度」が入試での合否基準とされることの影響も非常に大きいと考えます。

受検者のための制度としていくには、小中学校現場の教職員や、幅広い県民の意見を聞く機会が十分保障され、適切な変更がなされなくてはならないと考えます。子どもの権利条約にもある「意見表明権」が、当事者である児童・生徒に対して保障されることも重要です。つきましては、成案とするにあたり、改めて下記について要請いたします。

記

- 1 パブリックコメントで寄せられた意見は、早急にまとめて公表し、児童・生徒や保護者、県民対象の公聴会等をおこなうこと。
- 2 児童・生徒に対する説明を丁寧に行い、「意見表明権」を保障すること。また、その意見を適切に反映させた制度とすること。
- 3 小中学校の現場教職員による十分な検討の機会を保障し、意見集約を図ること。また、学校現場の意見を反映させ、「子どもの最善の利益」を考慮した制度とすること。
- 4 2022年実施というスケジュールありきではなく、十分な時間をかけた検討をおこなうこと。

※本日現在、パブコメ募集時と状況の変化（新たな説明・資料等）はありません。重ねて問題点を指摘し、今後、公開された場での検討を十分に行っていくよう求めましょう。

現行制度との比較

1 受検機会

前期選抜と後期選抜の2回または、後期選抜のみ実施で現行と同じ。前期選抜の募集人員は60%（現行50%）以内。特色学科は90%以内で同じ。

2 前期選抜

選抜資料としては面接等と調査書に加え、学力検査Ⅰ・学力検査Ⅱを行う。※「基礎的な問題」とされているが、教科横断的な問題とする検討も行われている。

3 後期選抜

現行でも面接等を行っている高校があるが、全ての高校で「その他の検査（プレゼンテーション、小論文など）」を実施。後期選抜のみを実施する高校では各校の独自性を重視した「B基準」を設定し、まず「A基準」で70%以上の合格者を決め、次に30%以内で「B基準」による合格者を決定するとされている。※前期選抜を実施する高校では「A基準」のみ。

「新たな入学者選抜制度」の主な問題点

◆受験競争が激化します

- ・「中学校での授業に加え、さまざまな学びや活動の成果を幅広く評価」するとしています。学習指導要領で示された内容にとどまらず、学校での学びプラス α が求められています。
- ・「自分らしく学ぶ」ために「将来の夢」「挑戦したいこと」「自分の得意分野」などをもって高校を選択することが求められます。じっくり考えたいという選択も保障されるべきです。

◆さらに適格者主義（高校による受検者の選別）が強まります

- ・生徒募集方針に加え、後期選抜でも「各校が設定する募集の観点に応じて志願を行う」とされ、自由な志願が制限される可能性があります。希望するすべての生徒を受け入れるのが公教育の役割ではないでしょうか。

◆各高校で異なる選抜方法となり、生徒や学校現場での対応が困難になります

- ・前期の学力検査に対応したり、学校ごとに異なる「その他の検査」の準備をしたり、さらには「B基準」での合格者の割合を頭に入れて・・・志望校の決定や変更にあたり、考えるべき要素が大幅に増えます。受験産業への依存が強まることも心配されます。
- ・調査書に観点別評価を付け加えるとしています。「主体的に学習にとりくむ態度」が合否基準にされる影響は大きいと考えます。評価基準は？客観性は？児童・生徒の生活は？

◆前期選抜後の準備に十分な時間が確保されない可能性があります

- ・具体的な日程案は示されていません。前期選抜合格者発表から後期選抜までの日程は現状でも厳しく、さらに短縮されると、特に、不合格者の気持ちの切り替えが困難になります。

◆後期選抜を受検しなかった生徒は、公立定時制高校に出願できないことになります

- ・追加募集が廃止されます。事情があり、後期選抜を受検しなかった生徒は再募集に出願できません。

◆パブコメ後にも広く県民に開かれた検討が必要です

- ・「実施までのスケジュール」を見ると、「公表」までに何も書かれていません。パブコメで寄せられた意見をもとに、広く公開された場での検討を十分に行い、成案としていく必要があります。